

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行い、また仕事と子育ての両立をさせることが出来るよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和3年3月1日～令和5年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1： 子供の出生時における産休及び育児休業取得を促進する

〈対策〉

- 令和3年1月～ 法に基づく諸制度の確認
- 令和3年1月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、復帰後雇用環境の整備について周知や情報提供を行う

目標2： 所定外労働時間を削減するため業務・労働計画の見直しをする

〈対策〉

- 令和3年1月～ 所定外労働時間現況・業務実態を把握
- 令和3年1月～ 業務実態の見直し及び所定外労働時間削減の為に労働計画の実施

目標3： 年次有給休暇の取得日数を、1人あたり平均年間6日以上とする。

〈対策〉

- 令和3年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年3月～ 取得推進の為に取り組みの開始